

○奈良女子大学国際交流ボランティア受入れ及び活動実施要項

(平成16年11月10日規程第157号)

奈良女子大学国際交流ボランティア受入れ及び活動実施要項

(趣旨)

第1条 奈良女子大学(以下「本学」という。)における国際交流ボランティア(以下「ボランティア」という。)の受入れ及び活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要項において、「ボランティア」とは、本学の学生、教職員、卒業生及び元本学教職員並びに本学教職員の家族であって、本学が受入れる留学生及び外国人研究者等の学習、研究、日常生活を援助することを目的として、自らの自由意志に基づき、その知識・技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、次に掲げるものとし、営利活動、政治的活動、宗教的活動及び思想的活動を目的としないものとする。

- 一 留学生・外国人研究者の生活サポート
- 二 日本語パートナー
- 三 広報等の支援
- 四 国際会議等の支援
- 五 その他

(登録等)

第4条 ボランティア活動を希望する者は、別紙様式1により国際交流委員会委員長(以下「委員長」という。)に登録を申請するものとする。

- 2 ボランティアの登録に際しては、委員長が実施するボランティア活動に係る事前研修を受講させるものとする。
- 3 ボランティアとして登録した者には、別紙様式2のボランティア登録証を発行する。
- 4 ボランティアの登録有効期間は登録日の属する年度の末日までとする。ただし、ボランティアが期間の更新を希望し、委員長が認めた場合はこれを更新することができる。
- 5 委員長は、ボランティアが本学の国際交流活動及び国際交流の業務に支障のある行為を行った場合は、登録を取り消すことができる。
- 6 本学は、ボランティアとして登録した者について、ボランティア活動に伴う事故等に備えて、ボランティア保険に加入するものとする。

(活動等)

第5条 ボランティアの活動は、委員長が活動内容等を勘案しボランティア登録者の中から当該人の了承を得て委嘱するものとする。

- 2 前項の委嘱は、ボランティアに当該活動内容等を十分説明の上、行うものとする。

(遵守)

第6条 ボランティアは、ボランティア活動を行う際、本学の規則等を遵守するとともに、本学の指示に従うものとする。

2 ボランティアは、ボランティア活動の際に知り得た、ボランティアによる援助を受けた者の個人情報等を漏らしてはならない。ボランティア活動を退いた後も同様とする。

3 ボランティアは、ボランティア活動に際し、営利活動、政治的活動、宗教的活動及び思想的活動を行ってはならない。

4 ボランティアは、ボランティア活動に際し、ボランティア登録証を携行するものとする。

(辞退)

第7条 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、別紙様式3により、委員長にその旨申し出るものとする。

(事務)

第8条 ボランティアに関する事務は、国際課が行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、ボランティアの受入れ及び活動に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年11月10日から実施する。